

改正後

(基準適合義務の免除の届出)

第六条の二 法第八十条ただし書の規定による届出をしようとする承認製造事業者(法第七十九条第一項に規定する承認製造事業者をいう。以下同じ。)は、様式第五の二による届出書をその承認に係る型式に属する特定計量器を製造する工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 法第八十二条ただし書の規定による届出をしようとする承認輸入事業者(計量法第八十一条第三項に規定する承認輸入事業者をいう。以下同じ。)は、様式第五の二による届出書をその承認に係る型式に属する特定計量器を販売する営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

第十五条の二 タクシーメーターにあつては、運賃計算に係る記憶素子その他の記録媒体の設定値が容易に調整ができないもの若しくは当該タクシーメーターの承認製造事業者、承認輸入事業者又は承認外国製造事業者(法第八十九条第二項に規定する承認外国製造事業者をいう。以下同じ。)により料金計算に係る設定値が封印されているものでなければならぬ。

第十五条の三 タクシーメーターにあつては、運賃計算に係る記憶素子その他の記録媒体の運賃設定部に封印がされ、その封印物体が次の各号に掲げるいずれかの要件を満たすものでなければならぬ。

改正前

[新設]

第十五条の二 タクシーメーターにあつては、運賃計算に係る記憶素子その他の記録媒体の設定値が容易に調整ができないもの又は当該タクシーメーターの承認製造事業者(計量法(平成四十年法律第五十一号)第七十九条第一項に規定する承認製造事業者をいう。)により料金計算に係る設定値が封印されているものでなければならぬ。

第十五条の三 タクシーメーターにあつては、運賃計算に係る記憶素子その他の記録媒体の運賃設定部に封印がされ、その封印物体には当該タクシーメーターの封印を行った製造事業者又は修理事業者があらかじめその工場、事業場又は事業所の所在の場所を管轄する都道府県知事に届け出た記号が付されているも

- 一 当該タクシーメーターの封印を行った製造事業者又は修理事業者があらかじめその工場、事業場又は事業所の所在の場所を管轄する都道府県知事に届け出た記号（次号において単に「記号」という。）が付されていること。
- 二 封印された状態が表示され、かつ、記号を表示できるものであること。

（検定証印）

第二十三条 法第七十二条第一項の検定証印の形状、種類及び大きさは、次の表のとおりとする。

形状 [略]	種 類 及 び 大 き さ			
	打ち込み印	押し込み印	すり付け印	焼き印
	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]
				はり付け印 容易に識別できる 大きさの 正方形の もの

2 前項の規定にかかわらず、指定検定機関にあっては、検定証印をはり付け印により付するものとする。

のでなければならない。

〔新設〕

〔新設〕

（検定証印）

第二十三条 法第七十二条第一項の検定証印の形状、種類及び大きさは、次の表のとおりとする。

形状 [略]	種 類 及 び 大 き さ			
	打ち込み印	押し込み印	すり付け印	焼き印
	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]

〔新設〕

(検定証印を付する部分)

第二十四条 検定証印を打ち込み印、押し込み印、すり付け印又は焼き印により付する場合にあつては、特定計量器の本体の通常の使用状態において見やすく消滅しにくい部分又は本体に取り付けた通常の使用状態において見やすく消滅しにくい金属片その他の物体に付さなければならない。

(有効期間満了の表示)

第二十五条 法第七十二条第二項の規定による検定証印の有効期間の満了の年月の表示を打ち込み印、押し込み印又はすり付け印により付する場合にあつては、検定証印に隣接した箇所(金属片その他の物体に検定証印を付する場合にあつては、その裏面を含む。次条において同じ。)に、次の様式一から様式三までのいずれかにより表示するものとする。この場合において、上又は左の数字は西暦年数を表すものとし、下又は右の数字は月を表すものとする。

様式一

2017
11

様式二

2017.11

様式三

(検定証印を付する部分)

第二十四条 検定証印を付する特定計量器の部分は、特定計量器の本体の通常の使用状態において見やすく消滅しにくい部分又は本体に取り付けた通常の使用状態において見やすく消滅しにくい金属片その他の物体とする。

(有効期間満了の表示)

第二十五条 法第七十二条第二項の規定による検定証印の有効期間の満了の年月の表示は、打ち込み印、押し込み印又はすり付け印により、検定証印に隣接した箇所(金属片その他の物体に検定証印を付する場合にあつては、その裏面を含む。次条において同じ。)に、次の様式一から様式三までのいずれかにより表示するものとする。この場合において、上又は左の数字は年を表すものとし、下又は右の数字は月を表すものとする。

様式一

8
11

様式二

8.11

様式三

2017 11

2 前項の場合において、検定証印の有効期間は、検定証印を付した月の翌月一日から起算するものとする。ただし、自動はかりにあつては、検定証印を付した年度の翌年度の四月一日から起算するものとする。

(検定を行った年月の表示)

第二十六条 法第七十二条第三項の検定を行った年月の表示は、打ち込み印、押し込み印又はすり付け印により(分銅、おもり及び令附則第五条第一項の経済産業省令で定める非自動はかりであつて、これらの方法により検定を行った年月を表示することが、構造及び使用状況からみて著しく困難なものとして経済産業大臣が別に定めるものにあつては、経済産業大臣が定める方法により)、検定証印に隣接した箇所に、次の様式一から様式三までのいずれかにより表示するものとする。この場合において、上又は左の数字は西暦年数を表すものとし、下又は右の数字は月を表すものとする。

様式一

2017
11

様式二

2017.11

8 11

2 前項の場合において、検定証印の有効期間は、検定証印を付した月の翌月一日から起算するものとする。

(検定を行った年月の表示)

第二十六条 法第七十二条第三項の検定を行った年月の表示は、打ち込み印、押し込み印又はすり付け印により(分銅、おもり及び令附則第五条第一項の経済産業省令で定める非自動はかりであつて、これらの方法により検定を行った年月を表示することが、構造及び使用状況からみて著しく困難なものとして経済産業大臣が別に定めるものにあつては、経済産業大臣が定める方法により)、検定証印に隣接した箇所に、次の様式一から様式三までのいずれかにより表示するものとする。

様式一

8
11

様式二

8.11

(はり付け印による検定証印の表示)

第二十六条の二 はり付け印の形状により検定証印を表示する場合は、経済産業大臣が定める様式により付するものとする。

2 前項の場合において、検定証印の有効期間は、検定証印を付した月の翌月一日から起算するものとする。ただし、自動はかりにあつては、検定証印を付した年度の翌年度の四月一日から起算するものとする。

(申請等)

第三十条 [略]

2 [削る]

[削る]

[削る]

(手数料を減額する場合の申請等)

第三十条の二 計量法関係手数料令(平成五年政令第三百四十号。以下「手数料令」という。)第四条第一項第一号の経済産業省令で定める機関は、次の各号に掲げるものとする。

[新設]

(申請等)

第三十条 [略]

2 [略]

3 第一項の申請書には、当該申請に係る特定計量器が構造に係る技術上の基準に適合していることを経済産業大臣が指定する者(外国に住所を有するものに限る。)が明らかにする書面を添付することができる。

4 前項の書面に係る部分について、研究所又は日本電気計器検定所が行う構造検定の方法は、当該書面の審査とすることができる。

[新設]

一 独立行政法人製品評価技術基盤機構から国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準に適合している旨の認定（法第七十一条第一項第一号の技術上の基準に係る試験に係るものに限り。）を受けた試験所

二 国際法定計量機関の加盟国の型式承認機関（型式の承認等に必要な技術的能力を持つものとして経済産業大臣が適切であると認めた機関に限る。）

2 前条第一項の申請書には、前項の機関が作成した試験の結果の証明書（次の各号に掲げる事項が記載されたものに限る。）を添付することができる。

一 発行日

二 機関の名称及び住所

三 特定計量器を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（法第八十一条の輸入事業者にあつては、製造する者の氏名又は名称及び住所）

四 特定計量器の種類

五 特定計量器の型式又は能力

六 法第七十一条第一項第一号の技術上の基準で定める試験の結果

3 前項の証明書に係る部分の構造検定は、当該証明書の審査により、研究所又は日本電気計器検定所が行う構造検定の方法に代えることができる。

（指定検定機関の試験の申請等）

第三十一条 「略」

2 「略」

3 前条第二項及び前条第三項の規定は、第一項の申請書を提出する場合に準用する。この場合において、前条第三項中「研究

（指定検定機関の試験の申請等）

第三十一条 「略」

2 「略」

3 前条の申請書には、当該申請に係る特定計量器が構造に係る技術上の基準に適合していることを研究所が適切であると認め

所又は日本電気計器検定所」とあるのは「指定検定機関」と読み替えるものとする。

(型式承認表示等)

第三十五条 型式承認表示及び法第八十四条第二項の型式承認表示を付した年の表示は、本体の見やすい箇所に、明瞭に次の様式一又は様式二(法第八十四条第二項の場合にあっては、様式三から様式六までのいずれか)により付するものとする。この場合において、様式三から様式六までの右又は下の数字は、型式承認表示を付した西暦年数を表すものとする。

様式一 [略]

様式二 [略]

様式三

型式承認第1号2017

様式四

型承1号2017

様式五

た試験所(国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準のうち該当するものに適合する方法で行われた試験所に限る。)が証する全部又は一部の書面を添付することができる。

(型式承認表示等)

第三十五条 型式承認表示及び法第八十四条第二項の型式承認表示を付した年の表示は、本体の見やすい箇所に、明りように次の様式一又は様式二(法第八十四条第二項の場合にあっては、様式三又は様式四)により付するものとする。この場合において、様式三又は様式四の右の数字は、型式承認表示を付した年を表すものとする。

様式一 [略]

様式二 [略]

様式三

型式承認第1号6

様式四

型承1号6

〔新設〕

(定期検査済証印等)

第四十八条 法第二十四条第一項の定期検査済証印及び定期検査を行った年月の表示は、打ち込み印、押し込み印又ははり付け印により、次の各号に定めるところにより付するものとする。

この場合において、定期検査済証印には、定期検査を行った都道府県若しくは特定市町村又は指定定期検査機関の名称（以下この条において「名称」という。）を定期検査済証印に隣接した箇所に表示するものとする。

一 定期検査済証印の形状は、次の様式一又は様式二のとおりとする。この場合において様式一中の円内の数字及び様式二中の円内の上の数字は定期検査を行った年の西暦年数を表すものとし、様式一中の円外の右下の数字及び様式二中の下の数字は月を表すものとする。



〔新設〕

(定期検査済証印等)

第四十八条 法第二十四条第一項の定期検査済証印及び定期検査を行った年月の表示は、打ち込み印、押し込み印又ははり付け印により、次の各号に定めるところにより付するものとする。

この場合において、定期検査済証印には、定期検査を行った都道府県若しくは特定市町村又は指定定期検査機関の名称（以下この条において「名称」という。）を定期検査済証印に隣接した箇所に表示するものとする。

一 定期検査済証印の形状は、次の様式一又は様式二のとおりとする。この場合において様式一中の円内の数字及び様式二中の左側の数字は定期検査を行った年の最下位の数字を表すものとし、様式一中の円外の右下の数字及び様式二中の右側の数字は月を表すものとする。



2017
11

二 [略]

2・3 [略]

(計量証明検査済証印等)

第五十六条 法第百十九条の計量証明検査済証印の形状は、次のとおりとする。この場合において、様式中円外の右下の下の数字は計量証明検査を行った年の西暦年数を表すものとし、様式中円外の右下の下の数字は月を表すものとする。



(検定用具の貸付け)

第七十四条 法第百六十七条の経済産業省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 検定証印(はり付け印を除く。)

二 四 [略]

五 [削る]

六 [略]

第九百九十三条第三項に規定する消印

備考 表中の「」の記載は注記である。



二 [略]

2・3 [略]

(計量証明検査済証印等)

第五十六条 法第百十九条の計量証明検査済証印の形状は、次のとおりとする。この場合において、様式中円外の右下の数字は計量証明検査を行った年月を表すものとする。



(検定用具の貸付け)

第七十四条 法第百六十七条の経済産業省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 検定証印

二 四 [略]

五 頭部検査証印

六 [略]

第九百九十四条第三項に規定する消印